

令和 7 年

建設委員会会議録

と き 令和 7 年 7 月 1 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年7月1日（火） 午前10時00分～午後0時10分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委員 松永 よ し ひ ろ 委員 ゆ き た 政 春
委員 安藤 た い 作 委員 中 塚 亮

欠席委員 委員 木 村 健 悟

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鵜田都市整備推進担当部長
高梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小川 木 密 整 備 推 進 課 長 中 道 都 市 開 発 課 長
大石 まちづくり立体化担当課長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
（品川区清掃事務所長事務取扱）
（資源循環推進担当課長事務取扱）
溝口 防 災 まちづくり部長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
（危機管理担当部長兼務）
櫻木 地 域 交 通 政 策 課 長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川 崎 土 木 管 理 課 長 森 道 路 課 長
（用地担当課長兼務）
大 友 公 園 課 長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽 鳥 防 災 課 長 遠 藤 防 災 体 制 整 備 担 当 課 長
星 災 害 対 策 担 当 課 長

○午前10時00分開会

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日、木村委員は欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和7年7月区営住宅入居者募集について

○新妻委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和7年7月区営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

私からは、令和7年7月区営住宅入居者の募集についてご説明をいたします。恐れ入ります。資料をご覧ください。

申込用紙の配布期間でございますが、7月4日、今週の金曜日から、7月11日の金曜日までとなっております。配布場所については記載のとおりでございます。

申込書の受付は、郵送で7月18日金曜日までに届いたものとし、抽せん番号は7月28日月曜日頃に、申込者宛てに発送をいたします。

今回の募集戸数につきましては、全部で12戸となり、内訳は、一般世帯向け住宅として、1人から2人世帯向け住宅が6戸、2人から3人世帯向け住宅が2戸、2人から4人世帯向け住宅が2戸、3人から5人世帯向け住宅が1戸となっております。また、これに加えて、障害者世帯を対象に、2人から4人世帯向け住宅1戸も募集しております。こちらで計12戸の募集となっております。

抽せん日につきましては、8月7日木曜日でございます。

抽せん結果の通知につきましては、8月15日頃までに発送をさせていただきます。

広報の周知につきましては、広報しながら、本日の7月1日号および、現在品川区のホームページにも記載をしております。

また、休日の配布窓口および直近の倍率については、記載のとおりでございます。

最後に、募集の冊子につきましては、7月4日までの間に、区議会事務局を通じまして委員の皆様へ配付をさせていただく予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

9番の参考のところですが、直近の倍率なのですが、過去2回で申込者数が大きく違うのですが、この理由はどのように分析されておりますでしょうか。

○川原住宅課長

ご質問をいただきました参考の直近倍率のところで、令和6年7月と令和7年1月の募集人数の差異はどのように分析しているかというご質問であったかと思います。时期的に、例年7月の募集のほうが、冬の時期に比べると行動がしやすい、動きやすいのかなというところもありまして、申込者数は増えているということと、あと1月の募集時点では、ちょっと款は変わってしまいますけれども、高齢者住宅の募集が秋に実施をしてございますので、そういった、年間を通じての募集の時期というところも関係があるのではと考えてございます。

○安藤委員

例年のそのような傾向があるということだったとは思いますが、いずれにしても20倍から30倍と。ここ5年間の平均、事務事業概要を見ますと、ここ5年間でならずと倍率が38.9倍、40倍近い倍率であるのですが、これぐらい求めておられる方がいるということがあると、やはり区の政策として、私は区営住宅の増設というものを位置づけていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

区営住宅の増設に対してのご意見でございます。現在区営住宅については13団地、そして都営住宅については14団地、公営住宅が区内にある中で、一方で民間の住宅というものも、空き家の対策も含めて空き、そして賃貸住宅も一定の数の供給があるというように認識してございます。このような民間住宅の入居の強化というところは現在区でも行っておりますので、こういった民間住宅の支援や、またそうした公営住宅にお住まいの方については、現在は維持管理をしっかりと行っておりますので、しっかりと両方の住宅を見据えながら、今後も実施していきたいと考えてございます。

○安藤委員

やはり数字はうそをつかないといいますが、これだけのニーズがあるということは、それだけ住宅に困窮している方がたくさんいらっしゃる。様々区も手を打っているという話ですが、そういった政策を打って、民間にも空きがあると言いますが、民間にも空きがあるのだけれども、これだけ多くの方が区営住宅の入居を応募しているということです。ですから、ここでしっかりとその区民のニーズに向き合って、住まいは人権ということですから、区として責任を大きく果たす意味でも、私は区営住宅の増設というものに踏み出していきたいと要望させていただきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

今区営住宅の増設の議論がありましたけれども、改めて20倍、30倍という状況ですから、区営住宅の増設の計画を持つべきだと思います。

先ほど課長の答弁で、民間住宅に空きがあるからというご説明がありましたけれども、ならば民間住宅に空きがある中で、7月には360名、1月には230名の方が申し込む、民間住宅に空きがあるのに、360人、230人の方々が申し込む。この理由について、区はどのように分析をされているのか伺いたいと思います。

やはり区営住宅のほうが家賃も安いし、またご高齢の方はそのまま住み続けられることができるし、民間住宅にはない住宅のよさがあるから、これだけの方が申し込んだのではないかなと私自身は思っておりますけれども、区の考えを伺いたいと思います。

○川原住宅課長

改めてこの倍率について、これだけの申込者の方が申し込む上で、どのように考えているかというご意見でございます。確かに委員ご指摘のとおり、この直近の倍率を見ても、去年の7月は360名、令和7年1月は230名の方に申込みをいただいていることは事実としてございまして、このような人数も、当然区としても把握をしているところでございます。そして落選となった方については、再度、今年度から住宅課の中で総合相談窓口というところも開設しておりますので、住み替えの支援というところもしっかりと行っているところでございます。

そういった中で、特に高齢者の方が窓口に来るときにお話を聞くと、どうしても民間の住宅を借りるときに、一般の不動産会社は窓口、非常に敷居が高いというところをおっしゃられます。高齢というだけで断られてしまうという方が一定数いらっしゃることは事実でございますので、そういったバリアをなくすための形で、私どもも区内の不動産の協力会社への周知も行っております。今年度もさらに増えまして、今98社まで増えました。そういった高齢や低所得者、障害者の方への入居の促進といったところもしっかりと行いながら、区営住宅落選した方への対処というところも、住宅課全体で行っていきたいと考えてございます。

○中塚委員

落選された方への対処をしているということですが、私が伺ったことは、先ほど区営住宅をつくらぬ理由に、民間住宅で空きがあるとご答弁があったので、ならば民間住宅に空きがある中で、なぜこれだけの多くの方が申し込むのか、その理由をどう考えているのかと伺いました。ぜひその理由をご説明いただきたいと思います。

○川原住宅課長

申込みいただく理由というところでございます。重ねての答弁になるかとは思いますが、当然、現在民間住宅の賃貸にお住まいの方がこういった公営住宅に応募されているというところは、承知をしているところでございます。公営住宅については、特にその家賃も、使用料減額など、その方の状況に応じて使用料も減額などができるというところで、そういったところで希望する方もいらっしゃるかと思います。一方で民間の賃貸住宅に関しても、セーフティーネット法が今度10月に施行されるのですけれども、民間の賃貸も家賃の低廉化ができるものという形で、例えば高齢者に関しては、見守り付きの住宅というところも、非常に民間の大家からは要望とされているところでございますので、なかなか公営住宅だけではやっていけない、そういった民間のできる、ならではのサポートの住宅というところも進めていきたいと考えてございます。そして、それが専用住宅として区のほうで周知ができるときには、低所得者に関しては家賃の低廉化ということも対象となつてございますので、公営住宅に等しい、もしくは近い家賃価格帯というところでの提供も今後行っていきたいと、そこはしっかりと強化をしてまいりたいと考えております。

○中塚委員

いろいろおっしゃいますけれども、明確な理由は示し切れていないのではないのかなと思います。ご高齢の方が民間のアパートに入居される際に、年齢を理由に断られてしまったなど、そのような状況がある中で区が支援を新たに始めている、そのことはとても必要な支援だと思いますし、さらに親切に対応していただきたいなと思います。

一方で、そう200人、300人の方が申し込んでいる、これはやはり民間のアパートにはない住宅の安心や安定さが区営住宅にあるからの、何よりもの証拠だと思います。決して区営住宅の代わりには民間住宅はならないと。今民間住宅に住んでいる方が、これだけの方が区営住宅に申し込んでいるわけ

ですから、民間アパートの支援はしつつも、これだけの方が区営住宅に申し込んでいるという実態を見れば、区営住宅の増設が必要だということは明らかだと思います。強く要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

前回の申込数も、募集戸数に対して230と、かなり応募がなされていますが、この申込者数の年代別の統計など取られているのか、お聞きできればと思います。

○川原住宅課長

申込み者の世帯というか、内訳といったところでございます。細かな人数までは把握はしていないのですが、窓口での対応状況など、そういったところのヒアリングをさせていただいたところ、やはり単身者住宅を希望する方は高齢の方が多いです。60歳以上というところの要件がございますので、はい。あと家族の世帯の方であれば、ひとり親家庭や、あとは外国人の世帯も一部いらっしゃる、特に階段がない住居については、若い世帯などの、比較的そういった独り親家庭や外国人のお子様ゼロの世帯、低所得者の世帯といったところが多いというように認識しております。

○ゆきた委員

今のご答弁の中で、ひとり親家庭や単身世代の若者もあるということで、でも、やはり高齢者の方が比較的多く、以前の委員会での課長答弁では、申込みの手段では、窓口でいろいろ聞いて自分で納得した上で申し込みたいというようなご意見があることが実態であると言われていたと思います。ですが、一方で所得が少ない、アルバイトで生計を立てている若者や、また困窮している若者が、まず区営住宅に住める対象であるという認識はまだまだ低いのではないかなと感じています。そこについての情報発信と、足を運ばなくても電子申請できる手段で、より一層間口を広げていくことも必要だと思いますが、ここについては今まで議論もされてきたところだと思いますけれども、改めてここについて、何かあればお聞きできればと思います。

○川原住宅課長

若い世帯に向けた申込みの間口を広げてみてはといったご質問であるかと思います。おっしゃるとおり、現在は郵送の手段という形としておりまして、特に単身で申込みができる60歳以上の高齢者の方については、窓口でその住戸の詳しい説明などしながら、その場でここに申し込むといったようなかたちで、1世帯につき1戸のみ。重複の申込みはできませんので、しっかりとヒアリングと聞き取りと提案をさせていただいた上で、窓口で申し込むという方が多いといったところです。ですから、一方で単身の若者世帯は、区営住宅の入居の条件としてはなっていないので、そういった入居のご希望があった際には、低所得者として民間の賃貸住宅の居住支援のほうに進めさせてお話を広げているところでございます。あと障害者世帯の方は、単身でも、若い世帯の方でも住めます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) カーボンオフセット都市ガスの導入について

○新妻委員長

次に、(2)カーボンオフセット都市ガスの導入についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは、私からは、区営施設におけますカーボンオフセット都市ガスの導入につきましてご報告をさせていただきます。資料のほうご覧いただければと存じます。

まず、1の経緯でございます。区では、この2050年のゼロカーボンに向けまして、区有施設のCO₂排出量削減を図るため、区有施設への再生可能エネルギー電力の導入を進めてきたところでございます。このたび令和7年度より、都市ガスにつきましても、J-クレジットの活用によりまして、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量をゼロとするガスであります、東京ガスのカーボンオフセット都市ガスを区有施設に導入する、そういったことをご報告するものでございます。

本件に関しましては、東京ガス株式会社がJ-クレジットを購入しまして、自社で提供する都市ガスに対して付与したガスを区有施設に導入するというものでございます。こちらは昨年度東京ガスと連携協定を結んだことに基づいて、導入するものでございます。

2番の導入施設でございますが、総合庁舎となっております。導入時期に関しましては、ガス契約の切替えのタイミングであります本年6月、先月から導入をしたものでございます。

3番、カーボンオフセット都市ガス導入によります効果でございますが、今回、カーボンオフセット都市ガスを導入したことによりまして、排出係数としましては実質ゼロとなります。失礼しました、CO₂排出量としては実質ゼロという算定になりますので、令和5年度、こちらの表のほうにございますけれども、令和5年度の総合調査のCO₂排出量をエネルギー別に分類したものでお示しをしておりますが、都市ガスの部分が年間で442.7トン、CO₂を排出してございます。こちらのほうが実質ゼロというようにみなされるものでございます。なお、表下、米書きでございますが、電力に関しましては、令和6年度から再生可能エネルギーの電力を導入してございますので、CO₂排出量は実質ゼロというようになっているところでございます。

今後についてでございますが、このカーボンオフセット都市ガスにつきましては、費用面の部分、それから東京ガスのほうの供給量がまだなかなか追いつかない部分がございます。そういった部分も含めまして、再エネ電力と併せまして、区有施設の導入について順次進めてまいりたいと考えてございます。また、都市ガスに関しましては、現在e-メタンなど新しい世代の技術も、今開発が進んでいるところでございます。そういった部分も注視しながら、区有施設への導入、それからご家庭、事業者への普及といったものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○安藤委員

カーボンオフセット都市ガスとはどのようなものなのか教えてください。どのような原理でカーボンオフとなっている仕組みなのか教えてください。

それと、あとゼロカーボンシティしながわの達成に向けて、最後のところですが、今後順次進めていくということなのですが、ほかのどの施設まで最終的には導入を進めていくという予定を持っているのか、伺いたいと思います。

○中西環境課長

2点ご質問をいただきました。カーボンオフセット都市ガスでございますが、通常東京電力が供給し

てます都市ガスに対して、東京電力のほうで環境価値を高めたＪークレジット、こちらのほうを購入しまして、それを付加価値をつけるといったものになってございます。そうしたものをつけることで、地球温暖化対策の推進に関する法律上、また我々区役所のほうも、この施設がどれぐらいＣＯ₂を排出しているかというものを国のほうに報告をしているのですが、そちらのほうでゼロというようにみなせるといったようなガスになっているものでございます。

それから、どの施設まで導入していくかといったことでございますが、最終的には全施設、区有施設全てがゼロにならなければ、ゼロカーボンは達成できないところになりますので、基本的には全ての施設に導入していくといったことを進めてまいりたいとは考えてございます。ただ、このカーボンオフセット都市ガス、なかなか東京ガスのほうも、Ｊークレジットの購入など、そういった部分で供給量がまだまだ届かない部分があるというように聞いてございますので、カーボンオフセット都市ガスだけで全てをやっていくのか、区として、例えば別の形を取るのかといったところは、これから研究をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○安藤委員

これは重要なことなので進めていっていただきたいのですが、Ｊークレジットという話が分からないのです。それ以前の問題で、もともと都市ガスというものは、燃やせばいろいろＣＯ₂も発生するわけですし、それをつくる、生成するところでもＣＯ₂は発生するわけなのですが、なぜこのカーボンオフセット都市ガスというものは、これは、Ｊークレジットという話がありましたが、そのような仕組みはいいのですけれども、そもそもなぜカーボンオフというようにみなされるような仕組みになっているのかということ、もう少し、すみません、分かるように説明していただきたいです。

○中西環境課長

失礼しました。まずＪークレジットといったものが何かといったところのご説明を差し上げると、例えば省エネ設備を導入している企業や団体、再生可能エネルギーをつくっているような団体、それで再生可能エネルギー、例えば太陽光パネルで再生可能エネルギーをつくと。そもそもそれ自体、太陽光で電力をつくること自体が環境負荷をかけないといった電力のつくり方になりますので、そのつくり方に対して環境価値があると。それをクレジットとして、売買ができるようにしましょうといったものがＪークレジットという制度になります。そちらのＪークレジットの価値をガスの中に付加することによって、そのガスが環境価値のあるガスだといったようにみなせるといったものがこの制度になっているものでございます。

委員おっしゃるとおりで、都市ガス自体が生成する際にまだまだＣＯ₂排出をするような燃料を使っている部分多くございます。そちらに関しましても、当然東京ガスなど様々なガス事業者のほうで、今どういったことができるか。例えば水素とＣＯ₂を結合することで合成メタンをつくって新しい都市ガスをつくるような技術も進んでいるというようには聞いてございます。ただ、なかなかまだまだ技術開発が進んでいないというところもある中で、こういったカーボンオフセット都市ガスという環境配慮型のものをつくることで、様々な事業者やご家庭に対しても意識啓発を図れるというものだとということで、我々としては導入したところでございます。

○安藤委員

一番いいのは、ストレートに品川区で使う、ＺＥＢのようなものですね、再生可能エネルギーを自らがつくり出す、あるいは省エネをするなどでオフセットにすることが一番いいと思っているのですけれ

ども、なかなか都市部は難しいということで、今ご説明いただいたような仕組みも使ってということだ
と思うのですが、結構区民にとって分かりづらいし、本当にそれカーボンオフになっているのですかと
いうような問題や、あと新技術という話も度々あったのですけれども、結構それも、テレビで大々的に
CMなども行われていますが、それが本当にCO₂削減になるのだろうかというところで、結構議論が
あったりするところもあります。したがって、私たちとしては、もう少しその辺については厳しい目で
見ていって、本当に地球温暖化は待ったなしですので、実質ゼロを達成できるようなことを目指して、
これからも様々発言もしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

私もこのカーボンオフセット都市ガス、先ほど2回ほど説明があつて、まだよく分からない部分があ
るのですけれども、クレジットとして売買できることになって、実質ゼロになるのだというご説明です
が、CO₂の排出量自体は減っていないということなののでしょうか。別の言い方をすると、CO₂を出
さない仕組みをつくることでCO₂を出していないことにしているだけであつて、CO₂の排出そのも
の、総量が減るというわけではないということなのか、ちょっと分からないのです。つまり、大事なこ
とはCO₂の排出の総量を減らすことだと私は思っているのだけれども、この実質ゼロという言い方が、
減ったこととみなすという意味なのか、そこをちょっとご説明いただきたいのです。

○中西環境課長

委員今ご指摘いただいたとおりで、実質ゼロという言い方でございます。あくまでもみなすといった
ものになるものでございます。先ほど安藤委員からもお話ございましたが、やはりエネルギー由来の
CO₂排出というものを減らしていかない限りは、ゼロカーボンというものは達成できないところでご
ざいます。そういった意味でも、様々なご意見がある中かと思いますが、こういった技術を区民の皆様、
事業者の皆様に対しても紹介していくことで、少しでもご自分たちの中でゼロカーボンに向けた意識と
いったものを高めてもらいたいといったところで考えているものでございます。

○中塚委員

なるほど。ではCO₂を減らしたわけではなくて、CO₂を減らしたとみなすということだというご
説明でよいのでしょうか。品川区が掲げるゼロカーボンシティしながわとは、CO₂の総量を減らす計
画ではなくて、CO₂を減らしたとみなすということを掲げているのか、そこを確認させてくださ
い。やはり、今日も朝から暑くて、朝起きて部屋の温度を見たら29度でした。ああ、暑いなと思いま
したけれども、この気候危機の問題も、世界的な議論も、CO₂の排出そのものを減らす努力をしてい
くべきだと思うのですけれども、最後にもう一度ご説明いただきたいと思います。

○中西環境課長

ゼロカーボンシティしながわ宣言におきましては、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボン
シティしながわというものを宣言しているものでございます。ただ、とはいえ、できる限り減らしてい
くといった思いは持ちながら努力をしているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定について

○新妻委員長

次に、(3)大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻木地域交通政策課長

私からは、大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定についてご説明いたします。資料をご覧ください。

区では、平成27年3月に大井町駅周辺地区バリアフリー計画を策定し、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現を目指し、区民、事業者、区、その他行政機関など様々な主体が協働して取組を進めてまいりました。今般、大井町駅周辺のまちづくりの進展や地域の要望に対応するため、本計画の改定を行うこととしました。

恐れ入ります。次ページのA3の資料をご覧ください。

2、これまでの取組です。公共交通特定事業では、大井町駅と下神明駅の可動式ホーム柵の設置、道路特定事業では、どんたく通りの歩道のセミフラット化、点字ブロックの設備など、以下、記載のと通りの事業に取り組んでまいりました。

下に行っていただきまして、3、バリアフリー計画の位置づけです。法令、上位計画等の関係は変わっていないものの、すべての人にやさしいまちづくり推進計画は、今般、地域福祉計画に包含されております。また、改定後においては、それぞれの法令、計画の最新のものを踏まえて検討してまいります。

4、改定の背景です。1つ目は、大井町駅周辺におけるまちづくりの進展です。特に広町地区における新庁舎建設や、JRのOIMACHI TRACKSなど、大きくまちが変わってきております。また、将来的な区役所跡地についても、範囲として含まれております。2つ目は、地域からの要望の高まりです。青物横丁駅交差点の横断に関するバリアフリー化や、大井町駅付近のバリアフリー動線の改良などが求められております。3つ目は、関連法制度の動向です。バリアフリー法等の改正に対応する必要があります。

5、改定検討項目です。主なものとして、1つは東急やJR大井町駅のバリアフリー化のさらなる促進を目指します。また、青物横丁駅交差点を重点整備地区に拡大することを検討いたします。また、範囲内におけるまちづくりの現在の状況に応じた新たな計画化を検討してまいります。

6、改定スケジュールです。8月に第1回目の協議会の開催を予定しております。その後、地域住民の方々へのアンケート調査や、障害者等の方々と一緒にまち歩きを行い、バリアの点検を行います。課題と整備方針を整理した上で、12月に第2回の協議会でご議論いただき、その後、交通事業者や民間事業者も含めた特定事業の調整を行うとともに、地域の方からもご意見を伺い、素案の作成、来年度にパブリックコメントと協議会等を経て、計画の改定を予定しております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○安藤委員

協議会とあるのですけれども、協議会のメンバーと、あと公開の有無についてお聞かせいただきたいということと、それとあと青物横丁の歩道橋のバリアフリー化について新しい地域の要望があるという

ことなのですが、これはいつ頃を具体的には予定しているのか、バリアフリー化ですね。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、今回の改定の理由の1つに、大井町駅周辺のまちづくりの進展とあるのですが、そのまちづくりとはということで資料にも書いていますが、何かこれ結構先の話なのではないですかとか、まだ全然建物も建っていないし、跡地の活用については全くどのようなものが建つかすら、まだ検討中ということなのですが、このタイミングでの改定というものが時期的にそぐうのかなとか、少し疑問なのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

幾つかご質問いただきました。まずメンバーでございますが、基本的に学識の方を委員長にお招きして、地域の各関係する連合町会長の会長、そしてあとは高齢者の代表、障害者クラブの代表、子ども関係の代表、あとは地域の周りの地域団体の方、そして東急、J R、臨海京浜急行と都交通局等、バス会社等の関係交通団体、警視庁、そして庁内委員というようなところがメンバーとなっております。そして公開になります。

2点目が青物横丁のバリアフリー化はいつかと。こちらについては非常に課題が多い状況でございますが、いつという見通しが現時点で立っているものではないのですが、取組を進めていくという意味合いで、今回の計画の中で様々議論できればいいのかなと思っております。タイミングにつきましては、どのタイミングが適切かということで、全てが出そろうところまで待っていると、なかなかバリアフリー化も進まないということと、一定大井町トラックス等のめどが見えてきたということと、法改正に対応する必要もあるということで、このタイミングでご提案させていただいたものでございます。

○安藤委員

分かりました。あとお伺いしたいのですが、オープンハウス型説明会を行って素案を作成するというような流れになっていて、これはちょっと丁寧かなと思うのです。その素案に対して意見を出すものがパブリックコメントなのですが、やはり具体的な案が出たときに意見というものはすぐ言いやすいと思うのですが、その際にぜひ説明会を開催していただきたいのですが、こちら検討してもらいたいのですが、いかがでしょうかということが1つと、それと、あと品川区視覚障害者福祉協会から、この大井町駅周辺ではかなり要望が出ておまして、例えば区役所の入り口までの点字ブロック敷設や、駅の改札口のような誘導鈴の整備、あるいは下神明駅から荏原第五地域センターまでの点字ブロックの敷設、あるいは、今ちょっと工事中になってしまって機能していませんけれども、26号線沿いの午後8時から午前8時までの時間帯に止まってしまう音響式信号機の問題。それとあとJ R大井町駅中央口のエレベーターの改修、もしくは近くに下りのエスカレーターをせめて設置してくれないかなどの要望が出されておりますが、これらのことについて、計画策定に伴い改善するように求めたいのですが、いかがでしょうか。

また、その計画策定に伴って、いつも大事だと言われるものが障害当事者団体の当事者参加なのですが、これはどのように具体化するお考えなのでしょうか。伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

まず、パブリックコメントに当たっての説明会の開催ということですが、現時点ではどのような形でご意見を聞くかということは決まっておきませんので、委員の意見も参考にさせていただきながら、やり方については今後考えていきたいと思っております。

2点目の、様々団体のほうからのご要望ということで、私どものほうにも毎年お声をいただいている

ところでございまして、なかなか早急に解決できるもの、できないものということはあるとは思いますが、次のご質問にも関係しますけれども、当事者の方とまち歩きをして、様々実際に歩いてバリアを発見していくようなところも踏まえて、そこのご意見もいただきながら、計画ができるかどうかというところを含めて検討していきたいと思っております。

○安藤委員

分かりました。当事者参加のところ、まち歩きということですが、それが一番いいのではないかなと思うのですが、特に品川区視覚障害者福祉協会など、団体の皆さんのまち歩きのやり方や、あるいはメンバーなどについては、最大限当事者の皆さんの要望を踏まえた上で、具体的に実施していただきたいなと思います。これは要望でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

協議会のメンバーですけれども、いろいろご説明がありまして、障害者の枠もあるというご説明でした。これは何の障害がある方なのか、別の言い方をすると、どの障害がある方の団体の代表なのか、そこをご説明いただきたいと思います。

同時に言いますけれども、なぜならば、特にバリアフリー化の話であると、障害によって困るもの、できるもの、できないものが、簡単に言えば、視覚障害なのか聴覚障害なのかでお困り事が当然変わってくるわけです。そう思うと、この障害者枠、1人ではとても声をすくい切れないと思うのです。ぜひこの協議会に、メンバーとして初めから障害者枠の人数を増やして、区分というのでしょうか、それぞれの障害の区分の方から意見が言えるように、提案ができるようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

現在、品川区障害者7団体協議会の会長に、今委員としてご協力いただくことを想定しております。ある意味協議会の場というよりは、本当に実際にお声を聞いて検討を進めていくことが大事かと思っております。その際には障害者支援課と連携して、7団体の方々のそれぞれの個別の団体の方にお話を通して、実際まち歩きをやったり、ご意見を伺ってワークショップをしたりするようなことも考えておりますので、意見としてはこのようなテーマで十分お話を伺いながら、丁寧に進めていきたいと思っております。

○中塚委員

7団体の会長だということですが、ぜひその協議会のメンバーにも人数を増やすべきだと、改めて要望しておきたいと思います。

今の課長のご説明ですと、幅広い方の意見を取り入れたいのだという趣旨だと思うのですが、この当事者アンケート調査、まち歩き点検等について伺いたいのですが、この当事者アンケートの当事者とは誰なのか伺います。障害者でいうと、視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神、あと当事者という意味では、高齢者、ベビーカーを押す方も当事者になってくると思いますので、今述べたところは、それぞれ意見が言えるようにアンケート調査をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

アンケート調査につきましては、当事者ではなくて、基本的に満15歳以上の区民の方3,000名

を無作為抽出してアンケートを取って、その際にバリアフリーの意識であったり、お困り事であったり、または心のバリアフリー等のご質問をお伺いして、計画の基礎資料として反映していくようなイメージでおります。

当事者のお声を聴くということであれば、それぞれの団体のほうにお伺いしてお話をお聞きする、またはまち歩きを通じて実際に意見交換をさせていただく等で、丁寧に拾っていければと思っております。

○中塚委員

当事者アンケートと書いてあるけれども、18歳以上の無作為の3,000名程度ということでした。各団体についても聞くというお話でしたけれども、障害7団体はもちろんのこと、7団体には入っていないけれども様々な当事者の会もありますので、そこについては、聞き取りはもちろんしていただきたいのですが、個別にアンケート用紙を渡していただいて、団体の中でも様々意見を集約していただいて、それぞれの障害者が意見を言えるように反映していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。具体的に先ほど言いましたけれども、視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神、あと、高齢者、ベビーカーなどなど、それぞれのところで要望がリアリティーを持って聞けると思いますので、ぜひそうした取組をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、オープンハウス型住民説明会ですけれども、まず何日間なのか、どこでやるイメージなのか、考えなのか、伺いたいと思います。ぜひ複数会場で、日取りも十分取って、バリアフリー計画ですから、例えば1か所だけで1週間となると、そこに来ること自体が大変なわけですから、ぜひ区内満遍なく複数会場で、合理的な何日間かというイメージで進めていただきたい、バリアフリー計画をつくるからこそ、そこに行くためのバリアを下げていただきたいという趣旨なのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

団体の中で意見を集約して、アンケート的な形でも意見を聴取するべきではないかというお話かと思えます。もちろんお話を聞くということと、後で集約してという形でお声を聴かせていただくことは可能かなと思っております。

あとはオープンハウス型説明会につきましては、現時点で、申し訳ございません、何もまだ、日程や場所等は決まっておりませんが、幅広にお話を伺う機会を設けるという趣旨はご指摘のとおりかと思っておりますので、委員の意見を参考にしながら、これから検討してまいりたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定についてのA3判の1の目的のところ、策定から10年が経過して、大井町駅周辺のまちづくりの進展や地域の要望に対応するためバリアフリー計画を改定するとあり、全くそのとおりだと感じています。現在の整備方針の中に、心のバリアフリーについて、安全で快適な移動空間を確保するため、自転車利用のマナーの向上とあります。10年前にはなかった電動キックボードのマナーについて、自動車に準じた交通ルールが適用されていますが、非常に現在も問題視されています。私も大井町周辺での自転車、電動キックボードのマナーについては、何度も声を直接伺っているところです。改定スケジュールを見ると、6番の改定スケジュールのところでは、8月からまち歩き点検、10月から心のバリアフリーワークショップが計画されていますので、進めていく中で、要望に対応していただきたいと思います。また、現在までの進められている交通マナーでの、平成27年から10年間進められてきたところだと思いますが、交通マナーでの心のバリアフリー対策

ということで、現在進められている状況をお聞きできればと思います。

○櫻木地域交通政策課長

心のバリアフリー化に関連して、自転車のマナーということでございます。この10年、委員のご指摘のとおり、自転車をめぐる環境も様々変化してまいりまして、一定、区としましても地域政策課の中に交通安全担当ということで組織がありまして、そこで様々な取組を行ってきたところでございます。計画の中で、どこまで自転車という、もしくは電動キックボードを特定した形で入れられるかということとはございますが、バリアになっていることはもう間違いないことかと思っておりますので、その辺りを加味したような記述を反映できればと思っております。

○ゆきた委員

ほかの対策としても、自転車安全指導員の強化というようなところでも行われていると思いますが、様々と対策を取られている中で、より一層対策を強化していただければと思います。このスケジュールの中である、まち歩き点検とか心のバリアフリーワークショップの中でも、地域住民の意に沿う形になるように進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○安藤委員

すみません。協議会の質疑がありましたけれども、障害団体は障害7団体の会長ということでしたが、今回やはりバリアフリーの問題なわけですから、今現在7団体の会長、視覚障害の方ではないので、やはり視覚障害、品川区視覚障害者福祉協会の会長もぜひ入れていただきたいというか、入れることが絶対必要なのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

協議会にはいろいろな機能というか、側面があると思っていまして、1つは素案等に対して様々な関係者の観点から意見を言い、また調整を行い、皆で納得して進んでいくという、そのような位置づけ、機能の面と、あとは意見を聴取して、当事者の方々から幅広にご意見を伺って、リアリティーのある話を拾っていくという2点があるかと思います。この協議会という場合は、そのような意味でいうと、前者に近いところでして、どちらかというと、いただいたものを基に皆で頑張っていこうという形で、様々な関係当事者の思想を入れると、立場の違う方々を入れるというところがございますので、障害者7団体の会長の方に委員としてご就任いただいて、内容としては幅広に当事者の方からお伺いした内容をご提案するような、そのようなイメージで進めていけたらと思っております。

○安藤委員

毎年品川区視覚障害者福祉協会からは、まちづくりについてということで、別建てで、かなりバリアフリーのことについてご要望をいただくのです。それは区のほうにもそうですし、議会の会派にもそんなのです。やはりまだ、8月からということなので、若干スケジュールも余裕がありますから、本当にリアリティーを持って、当事者参加といえ、もう本当に当事者中の当事者だと思います。ぜひ私は最初の協議会というところから品川区視覚障害者福祉協会を入れるということはマストだと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございます。以前、たしかゼームス坂でバリアフリー化の工事をされていたと思うのですが、そのときに、ちょっとSNSで一部で苦情というか、そのようなものが出ていたところを私は見たことがあり、とても残念だなと思っていました。そういった工事、バリアフリー計画というところで工事は重要だと思うのですが、ご理解いただくという面で何か考えている対策というか、そういったものがあれば教えていただきたいのですが。すみません、漠然としていて。

○森道路課長

ゼームス坂の工事の例を出していただきましたので、私のほうからお答えしますが、工事全般、バリアフリーに限らず、どうしても騒音であったり、振動であったり、あるいは通行の制限をさせていただく必要がございます。それにつきましては、事業者と、それから担当職員がご丁寧にしっかりと説明をして、ご理解いただけるように努めているところでございますけれども、なかなか自分の思ったとおりにならないというようなことは、どうしても出てくるかなと思います。そういったものは日々現場のほうにもいただいておりますので、それを、例えば繰り返さないなど、いただいたご意見を次の現場に活かしていくというようなことは、道路課の中でもしっかりやっていければなと思います。

○せお副委員長

ありがとうございます。ぜひ今後も引き続き、丁寧なご説明など大変かと思うのですが、はい、よろしく願いいたします。

○新妻委員長

では、よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）

○新妻委員長

次に、(4)一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について報告させていただきます。なお、対象の工事が、施設整備課、道路課、公園課および庶務課の所管工事となっておりますので、本日総務、文教の各常任委員会でも同様の報告を各所管課長よりさせていただいております。資料をご覧ください。

一定規模以上の土地の形質の変更、盛土であったり、掘削であったり、これを行う場合、土壌汚染対策法および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、環境確保条例というように呼んでおりますけれども、それに基づきまして、窓口となる東京都環境局へ届出を行うことが義務づけられております。中段の表1に届出対象となる工事の定義を示しております。下段の図に示してあります形質変更の例も併せてご覧ください。

届出制度の規定は、都条例が平成13年に法律に先んじて制定されており、当初規定では、敷地全体の面積が3,000㎡以上のものについて、土地の形質変更が行われるものが対象となっておりました。平成31年4月以降は、敷地全体の面積が3,000㎡以上のもので、かつ300㎡以上の土地の形質変更が対象となっています。法は、平成22年4月以降に着工するものについて、敷地面積ではなく、

土地の形質変更を行う面積が3,000㎡以上のものが届出の対象となっています。

2ページ目をご覧ください。

2、届出状況確認の経緯ですが、昨年度末に施設整備課で行った旧荏原第四中学校跡地に関する土地利用履歴調査において、南ゆたか保育園等仮設園舎の新築・解体工事の当該法令に基づく届出履歴が確認できませんでした。ここで土地利用履歴調査とは、土地の形質変更を予定している計画地を以前どのような用途で使っていたかを確認し、土壤汚染の可能性の有無を把握するために行う調査です。そこで、令和7年3月に、都条例が施行された平成13年10月以降に行った土木建築工事について、届出の履歴や必要性を都の環境局へ確認した結果、一部の工事で届出が行われていないことが判明いたしました。

3の調査結果に各工事における届出の工事件数と届出済み、未届、それぞれの件数を示しております。なお、各工事で発生した土壌は、工事現場からの搬出の際、搬出先の処分場と事前協議の上定められた土壌検定などを行った上で、適正に運搬処分をしております。

次に、4、未届の発生原因および今後の対応ですが、法令に関する認識不足およびチェック不足が原因と考えておりまして、今後研修などを通じて、法令遵守に関する指導を行うとともに、設計委託仕様書に届出の必要性の事前確認や、必要な届出等の提出について明記し、確実なチェック体制を整備いたします。また、未届案件につきましては、都環境局の指導の下、土地利用履歴調査を行い、結果を踏まえて必要な届出を追って行ってまいりたいと考えております。なお、区ホームページに、本日、本事案についてプレス発表を行うこととしております。

本件を踏まえ、改めて法令に定められた事項について確認し、適正かつ確実な事務執行に努めてまいります。このたびは大変申し訳ありませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○安藤委員

これは土壤汚染を防ぐための届出制度だったのかということが確認したいということと、それと今後のことですけれども、これまでも関わってくるのですが、何かすごい様々新しい制度は、規制や届出が必要になることなどが相当あると思うのですけれども、今回これが抜けてしまったということです。ふだんは新しい制度や届出が創出されたとき、どのように漏れずに徹底されているのかという状況をちょっと教えていただければと思います。

○森道路課長

本制度につきましては、土地の履歴調査、地歴調査というように呼んでいますけれども、そういったものを行って、その土地が土壤汚染のおそれがあるかどうかということを確認する制度でございます。おそれがあるかどうかを確認して、その結果ありませんでした、ありましたというようなことを届出することになります。その届出というよりは、実際の調査であったり、そのようなおそれがあった場合の対策については、それが外に持ち出されたり、そこから拡散したり、人の手が触れてしまったりというようなことがないように、調査から対策までを行うような一連の手続が法令に基づいて示されているというところでございます。

委員おっしゃるとおり、そういった規制の部分については、日々、日々といいましょうか、新しい事案があれば、そのたびにガイドラインであったり、法令であったりというものが改正されております。それにつきましては、国や都のほうから区のほうに、所管部署にそれぞれ情報が来まして、それを所管

部署のほうから関連する課に流して、情報共有を図っているというところでございます。今回につきましても、当然、大分前のお話ではございますけれども、法令が変わりました、例えば平成31年に変わりましたというところも、東京都のほうから、国から東京都を通じてきているもので、それが環境課なりを通じて各所管に話があったというところは、その当時もそうだろうというように想定しますが、その中で、その部分が業務の中に具体的に落とし込めていなかったのかなということが1つの原因だろうと思っています。ですから、先ほど今後の対応ということでお話ししたように、研修であったり、具体的な仕様書のほうにもう入れてしまっておいて、それが漏れのないようにしていきたいというところを、今後の対応として考えているところでございます。

○安藤委員

なかなか重要な届出制度だということが分かりましたけれども、今回の事例を教訓にして、今後漏れないように、ぜひ努めていただければと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

法律および都条例に沿った対応がされていなかったというご説明でした。そのようなことが起きるのかなというものが正直な私の受け止めですけれども、ぜひ反省していただいて、今後の業務に活かしていただきたいとはまず思います。

そのご説明で、なぜ今回のような未届という事態になったのか、なぜ起きたのかというところが、今のご説明ではよく分らなかったのです。対応策としては、研修をしていきます、仕様書に初めから書いておきますという対応策が示されましたけれども、改めて、なぜこうした事態になってしまったのか、起きてしまったのか、そこをご説明いただきたいと思います。

道路、公園、学校、様々あるので、それぞれの委員会で説明されているというご説明でしたけれども、今回の法律や条例に即して行われていなかったと、このこと自体は、その所管はどこの責任なのか。もちろんそれぞれの、学校は学校、それぞれが今説明をしているのだけれども、このような、いわゆる法令遵守のこの所管というものはどこに当たるのか、もっと言ったら道路課なのか、やはりどこの責任が一番問われるのかというところがよく分らなかったで、そこについてもご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

まず、なぜ起きたのかというところでございます。資料の中に、道路につきましては未届案件が対象案件と同じ数字が入っておりますけれども、公園や学校については、届出もありながら未届の案件もありましたというようなご報告でございます。そうなりますと、実際に所管課長ともいろいろお話をしていく中で、やはり担当者によって少し認識の違いがあったり、知識なり経験なりの積み重ねが少し足りていなかった部分もあったのかなと思いますし、例えば年度替わり、工事は大分長く続くものが多いもので、年度替わりで引継ぎが少し漏れていたところもあったのかと考えているところでございます。

ですから、こういったものを防ぐためには、やはり一人ひとりの職員がしっかりと法令について理解をする、管理職としてはそれに理解をしっかりとさせるということが重要になるかと思っております。

2番目の質問の所管の責任、どこがというお話もございましたけれども、基本的には工事発注課、事業を進めているところがそれぞれの関連する法令をしっかりと理解をして、それに基づいて、それぞれ一つひとつの法令手続について事務処理をしていくということが重要でございます。当然環境課、土壌汚

染、環境に関することでございますので、その情報共有の取りまとめとしては環境課になりますけれども、情報はしっかりと共有されているというところもございますし、それを受けて職員がどのようなことをやっていかなければならないかということを、係長なり、課長なりがしっかりと係員に指導していくということが必要で、それが少し足りていなかったのかなとは考えているところでございます。

○中塚委員

なぜ起きたのかというところで、担当者によっての認識や経験の差や、引継ぎなどが適切に行われていなかった、今後は一人ひとりの力量を上げると同時に、管理職がそれを指示、確認をしていくという説明だと思います。私はこれだけの規模、道路、公園、学校、その他建築、法律では25件、都条例では68件と、これだけの規模はやはり深刻だだと思います。法律が変わったり、都条例が変わったり、こうした場面で、特に公務員の方はそこに依拠して仕事をしているわけですから、そこでこのようなミスが起きるということは、やはり深刻に受け止めなければいけないと思います。特に技術系の職員といえますか。しっかりやってくださいということです。

確かに、私もそれほど詳しくありませんけれども、土壌汚染の話が出ておりましたが、昔は解体工事をするときには、土壌汚染の調査を義務づけられていなかったのです。ただ、一定の大きさを超える場合は土壌汚染の調査が義務づけられて、いや、近所にあるニコンの解体がそうだったので、それで説明会も行われて、地域の方々も参加して説明を聞いて、工事が無事終わったわけですが、やはり法令や都条例が変わるというタイミングはこれからも必ずあると思いますので、徹底していただきたいと要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

教えていただきたいところがありまして、法に基づけば罰金刑などが適用されるもので、具体的な法令違反に該当すると思われますが、自治体として法に処罰される対応についてどうなるのか。例えば法令的なところは難しいところなのですが、例えば罰金刑などになった場合には、この支払われる費用というものはどこから出されるのか、こちらについてお聞きできればと思います。

あと、3の調査対象年月日が平成13年以降となっていますが、それ以前について同じような事案はないのか、また今後調査が行われるのか、この辺についてお聞きできればと思います。

○森道路課長

罰則についての適用はございませんので、具体的に罰金というお話は特には出てこないかなと思いますけれども、万が一そういった話になったときには区のほうがお支払いをいたします。ただ、その原因としてどういったことが考えられるのか、それこそ職員が不法にそういったことをしてしまったということになりますと、職員のほうに区のほうが請求するということにはなろうかなと思います。

○新妻委員長

道路課長、続けてください。

○森道路課長

平成13年より前にこういったこと自体が位置づけられておりませんでしたので、それ以前のことは特には調査をしていません。それで、基本的にはこういった用途で使われていたかということは、そのほかにもそれぞれ必要とする情報ではありますので、何かしらの調査はしていたかもしれませんが、ちょっと今回は平成13年以降に法令が適用されているということですので、その範囲に

ついて調査を行ったというところでございます。

○ゆきた委員

確認できました。本来であれば、法令遵守の模範となるべき主体である自治体であるので、明確にそこを認識して、再発防止についてもうたわれていますが、対象に当たっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 子どもの森公園改修工事について

○新妻委員長

次に、(5)子どもの森公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、子どもの森公園改修工事についてご報告させていただきます。

本件は、昨日開催されました総務委員会において、契約議案としてご審議いただき、可決をいただきました案件でございます。関連して、当委員会にて工事内容等についてご報告をさせていただきます。資料は、カラーA4判のものをご覧ください。

1、改修に至った経緯ですが、子どもの森公園は、平成12年の改修から25年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、品川清掃事務所の移転により新たに取得する公園敷地を活用し、子どものアイデアを取り入れた複合遊具を配置するなどの改修工事を実施するものでございます。

場所と面積についてですが、資料上段右側の案内図をご覧ください。公園の住所は、北品川三丁目10番13号で、山手通りと目黒川に挟まれた位置となっております。整備面積は記載のとおりとなります。

2、整備内容ですが、かいじゅう公園として親しまれる公園テーマはそのままに、改修工事を行うものでございます。植栽工としましては、平面図の右上部分にある大木の樹木を中心に、可能な限り既存の樹木を残してまいります。遊具については、品川学園の生徒を対象としたワークショップのアイデアを活かした複合遊具を採用いたします。また、アンケートでの残してほしいという声を受け、ターザンロープとブランコの機能を残してまいります。現在ある恐竜のオブジェ8体のうち、状態の悪い5体につきましては撤去いたしますが、状態のよい3体については、補修して再使用してまいります。改修後につきましては、新たに6体整備し、再使用の3体と合わせて9体の恐竜オブジェを整備してまいります。また、幼児用遊具についても、恐竜をモチーフなものにしたものを整備してまいります。あわせて、子どもたちのスポーツ振興の場となっている野球場施設を改修するとともに、アンケートや区民からの声、要望の多いバスケットボールコートを整備してまいります。

3、スケジュールでございます。本定例会の議決後に契約締結、着手を予定しており、令和9年3月31日の竣工を予定しております。

安全第一で工事を進め、多くの方から愛される公園となるよう努めてまいります所存でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○安藤委員

改修に当たり、子どもの声を聴いてきたということなのですけれども、ちょっと具体的に、どのような形で誰からどれくらい聴取してきたのか、一部説明ありましたが、その意見はどのようなところに反映されたのかということを改めて伺いたいと思います。

それとかいじゅう公園の怪獣ですけれども、私としては全部残して欲しかったなと思うのですが、いろいろ状態もあるのでしょうか、新たなものも含めて整備するということなのでした。よくポスターに出てくる黄色いアロサウルスのような、あれが残るのかということは確認させていただきたいと思います。あれは非常にシンボリックなもので、確認させていただきたいと。

あとそれと、今、水のシャワーが出る施設があると思うのですけれども、あれはなかなか知られていないのですが、かなりすばらしい施設だと思っていまして、子どもたちにめちゃめちゃ喜んでいるのですけれども、それというものは残るのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

様々な手法で区民の声等と意見を聴取しているところでございます。まず、品川学園の生徒を対象としたワークショップということ、また子どもの森公園周辺の住民へのアンケート調査、また子どもの森公園利用者へのヒアリング調査、また近隣の保育園などの調査を実施しているところでございます。そのような意見を踏まえましてということになるのですけれども、今回複合遊具を設置しているところの複合遊具、子どもたちからいただいた、ワークショップでいただいたアイデア、それを具現化した形のものになってございます。恐竜の中に入りたい、ぶら下がりたい、また、恐竜の遊具が欲しいなどというところの意見を踏まえて、この複合遊具を今回整備していくという形になってございます。また、アンケート等でいただいている声として、怪獣のテーマ、かいじゅう公園としてのテーマをそのまま残してもらいたいということで、そのテーマを継続しているというようなこと、また、今回ターザンロープ、ブランコ、その機能を残していくのですけれども、アンケートで残してもらいたいということにおいては、そのような機能、ご意見を踏まえて整備していくということになってございます。

また、続いてなのですけれども、残す恐竜の中で、ティラノサウルスのような黄色い、オレンジというのか、立っている二足歩行の恐竜があるかと思うのですが、こちらのほう、すみません、ちょっと今私のほうでどの恐竜を残してどの恐竜をというところが完全に把握できていないところがありますので、この恐竜が残るかどうかについては別途個別でご説明できればと思います。

続いて、水の出るシャワーということなのですけれども、今回、公園の中にまたミスト機能を設ける形での整備を考えているところでございます。場所といたしましては、野球場、平面図でいくと右側の部分にミスト機能、一定水で少し濡れる機能を整備していきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

怪獣についてはこの公園のシンボルということで、子どもたちが残してほしいなというものを、ぜひ必要な補修も含めて残していただきたいという要望でございます。

それと、様々お声を聴いているということは伺いました。はい。

これまで工事に入ると、しばらくこの少年野球場も使えなくなるということで、また少年野球だけではなく、地元の高齢者クラブの方々がグラウンドゴルフの活動をしているということで、その工事期間中の活動保障というものを求めて質問もしてまいりましたけれども、そちらとしては最終的にはどうなったのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

グラウンドゴルフの利用というところの視点でお答えさせていただきます。

こちらのほうなのですけれども、まず工事の方針といたしまして、段階的整備を行い、工事で使えなくなるという期間をできるだけ短くしたいというところで考えているところでございます。こちらのほう、野球場を先行整備いたしまして、野球場の完成とともに、野球場のみ、まず先行で開放したいというところで考えております。また、グラウンドゴルフができる面積というところは一定の面積が必要かと思うのですけれども、その面積を十分確保という形ではないのですが、空き地というところを一定、工事期間中も設けていきたいなというところで考えているところでございます。

さらに加えまして、子どもの森公園と場所が変わるのですけれども、天王洲公園のグラウンド、野球場ですね。そちらのほう、代替地としてご利用いただく形で調整をしております。こちらのほうにつきましては、工事期間中野球場が使えない期間、天王洲の野球場A面、B面、C面、それぞれ利用できるように調整のほう図っているところでございます。

○安藤委員

様々な関係機関とも調整いただいて、こういった工事期間中の配慮というものを具体化していただいたということは、本当に素晴らしいことだなと思います。今後の様々な公園などの工事も、今後ほかの公園でもあると思うのですけれども、住民の皆さんの声を聴いて、できる限りそうした対応をしていたきたいというようにご要望させていただきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。幾つかご質問させていただきたいのですが、この少年の野球場についてなのですけれども、以前、ネットが低いのでネット上げてくれなど、そうした要望はあったのですが、その後、改良されてネットの高さが上がるのかどうかということ。あと、この図を見ると、ベンチ等左右に、1塁側、3塁側にできるのか、あと後ろにもう一つ、ホームベースのほうに、これは観客席のような形になるのか、ちょっと詳しい内容がよく分からないのですけれども、その点について教えていただきたいということと、グラウンドはそのまま天然芝でやっていただけるのかどうか。また、バスケットゴールのほうなのですけれども、これ駐輪場と書いてあるのですが、今までは入り口というか、駐輪されている場所が、小学校の近くのほうに結構自転車をとめられている方が多いのですけれども、それが全部こちらのバスケットゴール側に駐輪になってしまうのかどうか、お知らせください。

○大友公園課長

何点かご質問いただきました。まず少年野球場のネットの高さからお答えさせていただきたいと思います。

こちら、現況のネットの高さ7mということで、目黒川等々に結構ボールが飛び出すというところでお声をいただいているところでございます。改修後におきましては、このネットの高さ、倍以上ということで14.9mまで高くなりますので飛び出しについては一定防げるのかなというところで考えているところでございます。

続きまして、この野球場周辺のというところにおきましてなのですけれども、1塁側、3塁側、またバックネット裏というところにおきまして、観戦ができるようベンチを設けていくという考えでございます。

あと、その中のグラウンドの件で、天然芝なのか人工芝なのかというところにつきましては、天然芝での整備を予定してございます。

最後に駐輪場なのですが、駐輪場のほう、ちょっとここで詳細は書いていないのですが、2か所になっておりまして、1か所は委員お話いただきました、平面図、向かって左側のところの駐輪場、ここがほぼほぼメインの駐輪場となるのですが、それと併せまして一番右側の部分、よく見ると、車が2台とめられるスペースの左下側に駐輪スペースが設けられているのですが、そこにも一定台数が設けられるという形で、駐輪場合計107台設ける形で考えているところでございます。

○松永委員

ありがとうございました。いろいろとご要望させていただきまして、ありがとうございます。その中で、公園内はもちろん、駐輪という、駐輪ではない、自転車の乗り入れというか、乗って移動するところというものは、基本的に禁止でよろしいのでしょうか。というのが、移動手段のところ、川沿いを行けばいいのか、バスケットゴールまで行けばいいのかなと思うのですが、ちょっと距離があるのかなとは思いますので、公園内を横断できるのかどうか、それだけお聞かせください。

○大友公園課長

基本公園内、自転車の乗り入れというか、乗る形での運転は禁止という形の運用になるかと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

子どもの森公園で行われたグラウンドゴルフと、あともう1点、熱中症対策の2点について伺いたいと思います。

まず改修工事に伴い、子どもの森公園で行われていたグラウンドゴルフの利用が制限されて、代替施設として、天王洲公園野球場で今月の22日以降、期間を決めてグラウンドゴルフ利用ができることになったと認識しています。天王洲公園での利用ができるようになったことで、地域からの喜びのお声もありますが、工事完了後に、当然子どもの森公園でも以前と同じようにグラウンドゴルフができるのかと思われそうですが、ここの確認と、天王洲公園でのグラウンドゴルフ利用は、地域の事情によっては工事完了後も継続の可能性があるのか、お聞きしたいと思います。

あともう1点、熱中症対策で、全面改修と同時に、今後ますます夏場の活用で必要となる熱中症対策ですが、日陰になる場と、あとひさしなどつけられるのか、先ほど野球場に水で濡れる機能についてもお話ありましたが、休憩所でのミストの活用なども必要になると思われそうです。現在パーゴラという、公園内での休憩できる場も区内でも見られるようになりましたし、こういった避暑地としての対策がさらに改修工事の中であればと思いますが、この点についてお聞きできればと思います。

○大友公園課長

2点ご質問いただきました。グラウンドゴルフの今後の利用についてというところですが、こちらのほう、工事完了後はまた天然芝の野球場としてオープンするのですが、グラウンドゴルフの利用も継続して利用していただく形で考えているところでございます。そして天王洲公園で工事完了後にもそのまま継続して利用できないかというご質問についてなのですが、今回、工事期間中に限ってという形でご案内させていただいているところでございます。その主な原因といたしましては、こちら天王洲公園、ロングパイルという芝が長いパイルを使っているところでございます。こちらの人工芝、

球が転がりにくいというところもあり、打球を打つときに一定の人工芝への影響があるだろうということ踏まえての判断があるところでございます。その影響を踏まえて、ちょっと工事期間中のみに絞らせていただきたいというところで考えているところでございます。

また、2番目の熱中症対策というところにおいてなのですが、近年の猛暑を考慮して、既存の健全な樹木を保全することも兼ねて、木陰を確保するとともに、幼児の遊び場や野球場に設置するスタンドベンチにも、日陰となるパーゴラを設置する考えでございます。また、先ほどご質問のありましたとおり、ミストですね、ミストシャワーの設置というところを設けていく考えでございます。

○ゆきた委員

それぞれ確認できました。ありがとうございます。

熱中症対策のほうについても、現在体調を崩された場合は、逃げ場として事務室が避暑する場所となっていると思います。ここについてもAEDも設置されていると思われますが、全面改修と同時に、こういったお子さんが万が一の安全体制と予防対策についても、今後とも考慮していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございます。以前からインクルーシブな公園のお話をしてきたのですが、ごめんなさい、いつか忘れてしまったのですが、答弁でも、改修時などには、インクルーシブというか、障害あるお子さんや大人の方にも配慮できるような公園にしていくというご答弁もあったと思います。全面ではなくていいと思うのですが、この子どもの森公園の改修において、障害がある方が使える、お子さんや大人の方に配慮した部分など、そういった部分があれば教えていただきたいということ、5年前ですか、子どもたちのアイデアを活かした公園づくりのワークショップを行ったときは、特別支援学校のお子さんも入ってお話をしていたと思うのですが、この品川学園のときには支援学級のお子さんも入ったのかなということをお聞かせいただければと思います。

○大友公園課長

インクルーシブの視点、どのような配慮がされているのかという点におきましてなのですが、今回、広い公園の整備というところにおきまして、円滑な移動ができるという視点がまず第一に考えているところでございます。一定、ちょっと道路との出入りにつきましては、飛び出し防止について場所を制限しているところはございますけれども、中での移動というところにおいて、かなり円滑に行われるような、段差等々のない整備になっているところでございます。また、幅等も広く設けているところでございます。

ちょっと平面図の下段の部分になるのですが、複合遊具・芝生広場という部分があるのですが、こちらのほう、年代を問わず広く遊べるというところの広場になってございます。特性等々を問わず遊べる広場という視点で整備をしていくという点で、こちらのほう一定インクルーシブの考えが反映されているのかなというところはあるのですが、複合遊具につきましては、そのような配慮というところは、一定少ないのかなというところはあるかと思います。

先ほどお話しいただきました、以前、大井坂下公園のときのワークショップの件をお話しいただいたのかなと思うのですが、今回品川学園でお話を聞くというところに関して、学園全体で学年だけを決めてお話を聞いたというところにおいては、特段そこに絞って何かテーマを設定してお話を聞くと

いうことは行っていないということになってございます。

○せお副委員長

ありがとうございます。こういった円滑な移動ができるとか、幅を広く取っているとか、そういった面はすごく大切だと思いますので、ぜひ引き続き、今後ほかの公園で改修工事などあるときにも、ぜひ取り入れていただきたいと思いますので、そこは要望していきます。

ワークショップなのですけれども、そうですね、学年決めてやる時も、品川学園ですので支援学級ありますので、ぜひそういった方、支援学級のお子さんも入っていただきたいですし、今後も、そのテーマが違ったとしても、当たり前障害あるお子さんも入って話し合えるような場をつくっていただきたいなと思いますので、そちらも要望しておきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

バスケットボールコートの件について言うのを忘れたのですけれども、すばらしいなど。なかなか区内でこのようなものを設置するという例が非常に少ないので、とてもすばらしいことだなと思うのです。これやはり、主に18歳までのお子さんが中心に使うのではないかなと思ってしまして、この利用料なのですけれども、スポーツの権利を保障するという点からも、ぜひ無料にしていきたいのです。このような、何か斬新な新しい施設が入ると、すぐ料金を取るという悪い癖がまだ残っているものですから、やはりここらを契機に子どもたちにはしっかりと使ってもらおうと、それは保障しようではないかということで、管理棟もありますけれども、管理の問題もあるかもしれませんが、ぜひそのようにしていただきたいのですけれども、これは要望でもありますし、今の現時点での区のお考えをお伺いしたいと思います。

○大友公園課長

今回新たに整備するバスケットボールコートの利用については、自由に使っていただける施設として想定をしているところでございます。

追加で補足でご説明させていただくのですけれども、先ほど少しずれた答弁をしてしまったのかなというところ、ワークショップに参加していたかという視点におきましては、特別支援学級の生徒様もご参加いただいているところでございます。それでご意見等々いただいているところなのですけれども、お二人の児童の方にご意見をその場でいただいているというところでございます。

さらに補足なのですけれども、黄色い怪獣なのですが、こちら撤去となります。

○安藤委員

最後のは私の好みなのですけれども、恐らくお子さんからもすごく人気も高いものだと思うので、その辺は、必要な改修というものはあるかもしれないのですが、ある程度そこは子どもの要望優先ということで考えていただきたいと思います。

それとバスケットボールコートに関しては大変失礼いたしました。無料で開放するという施設だということで、本当にそこは高く評価したいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと委員長からよろしいでしょうか。トイレの件が質問がありませんでしたので、ちょっとトイレの確認をさせていただきたいと思います。トイレの設置位置、バスケットゴール側にあるのか、公園

側には当然あると思うのですが、バスケットゴール側にもあるのか。そしてどのような形態のトイレなのか。洋式基数、また誰でもトイレというところの整備についてお聞きしたいと思います。

○大友公園課長

トイレの整備なのですから、本工事とはちょっと別発注で、建屋という、建物の工事になってくるのですが、平面図の一番右側真ん中付近、白く抜けている建物が複合遊具の右側にあるかと思います。こちらが、受付の事務所など管理する上での必要な事務所機能と、トイレを併設して設ける一体型の建築構造物となっております。その中には誰でもトイレ、あと男性トイレ、女性トイレという形で設けていく形になってございます。

○新妻委員長

では、すみません。バスケットゴール側にはないという認識でよろしいですか。

○大友公園課長

バスケットボール側にはトイレはございません。

○新妻委員長

では、続きまして、トイレの中の形態ですけれども、例えば誰でもトイレはベビーカーも入れられるのかなどです。あと個室の中にお子さんを座らせる椅子があるのか、あと鍵の位置、子どもと一緒に入ったときに、子どもが、下のほうだと開けてしまうということもありますので、上にもきちんとつけていただくなどの、そのような配慮がされるのかということだけ、ちょっと最後確認をさせていただきたいと思います。

○大友公園課長

トイレについてなのですから、誰でもトイレ1基、また男性用、大が1基、小3基、女性用2基という形で設けるのですけれども、トイレの中の利用については、ベッドなど誰でもが使いやすいような設備を極力設ける形で、すみません、具体的にこのトイレホルダーがつかますなどというところはちょっと今お答えあれなのですが、整備されていくというところで考えているところでございます。

○新妻委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 東品川海上公園拡張整備工事について

○新妻委員長

次に、(6)東品川海上公園拡張整備工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、東品川海上公園拡張整備工事についてご報告させていただきます。

本件は、9,000万円以上の工事請負契約の案件として本日総務委員会で報告されており、併せて当委員会に工事内容等についてご報告させていただくものでございます。資料はカラーA4判のものをご覧ください。

1、拡張整備に至った経緯ですが、東品川海上公園に隣接する土地賃貸借契約が満了し、区に返還があった土地について公園用地として編入するため、整備を実施するものでございます。場所と面積につ

いては、資料上段右側の案内図をご覧ください。公園の住所は東品川三丁目9番21号で、拡張範囲は天王洲南運河の南部東側、約980㎡となります。

2、整備内容ですが、資料中ほど左側の改修イメージをご覧ください。拡張範囲は、東品川海上公園の地盤面より約1.5mほど低いことから、拡張範囲を公園として一体的に活用するため、プレキャスト擁壁を設置し、盛土を行うことで、地盤面の高さを合わせるものでございます。あわせて、拡張範囲に高木、中木を移植し、地被類の植栽、透水性ブロック舗装工を実施してまいります。

3、スケジュールでございますが、本工事は6月10日に契約しており、7月上旬に工事に着手、12月18日の竣工を予定しております。安全第一で工事を進めてまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○安藤委員

参考までに、この土地賃貸借契約ということなのですが、どちらのほうに、それは行政なのか、民間なのか、貸していたのか、それがどのような理由でこちらに返還あったのかということを教えてください。

○大友公園課長

こちらの経緯なのですが、詳細にお答えさせていただきます。

平成6年に東品川のポンプ場の整備に併せまして、天王洲南運河の埋立て、東品川海上公園の埋立てを実施しております。あわせて、一部用地を国より買収しているところでございます。今回拡張整備予定地は、ここ、隣接する民間企業者がこれより以前から占用しておりまして、区事業者間の協議の結果、平成6年から有償で貸付けを開始したというところでございまして、令和5年度末に土地の賃貸借契約が満了となったというところで、今年度拡張整備工事を実施するところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

拡張整備工事に関連してお聞きしたい内容なのですが、東品川海上公園のPark-PFI導入について、本年の3月に事業者が考えた計画について品川区が認定されたと認識しています。特定品川区設公園として、まさに今回拡張整備される範囲が、我が会派としても何度も訴えてきたドッグランとして計画が出されたことについて、非常に歓迎したい内容だと感じています。Park-PFIは公園の魅力を高める有効な手段となり得ますが、ドッグランの設置、維持管理にかかる費用の大部分は民間事業者負担させ、民間収益で運営することになると思われます。ドッグランに限らず、区が公園の管理者として事業者の運営状況を定期的にチェックして、必要に応じて指導助言を行うための専門部署や担当者を配置するなど、こういった監督体制を強化する必要があると思いますが、この件についてお考えをお聞きできればと思います。

○大友公園課長

今回拡張整備部分も活用して、ドッグランの整備がなされていくものと考えているところではございます。この拡張整備、ドッグランの運営については、PFIで担っていく事業者のほうで管理運営等々していくものとなってございます。そこの管理運営について、品川区といたしましても、指導助言等々、また適正に管理できているかというところを努めていく必要があるというところはあると思いますが、

こちら今現存する公園課というところの中で、引き続き実施をできる体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。地域住民の意に沿う形となるように、引き続き進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）について

○新妻委員長

次に、(7)第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）についてご説明いたします。資料1ページ目をご覧ください。

なお、本件は昨日開催されました総務委員会におきましてご審議いただき、可決いただいたものに関連して、工事内容などをご報告するものでございます。

まず本事業につきましてですが、戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するために、第二戸越幹線を整備するものであり、平成29年度より整備を進めております。現在契約中の北品川特殊人孔等整備工事において変更が生じたため、その内容を報告するものでございます。

工事概要でございますが、恐れ入りますが、次ページ上段の全体平面図および断面図をご覧ください。

本工事は、全体平面図、図右側の赤点線、下流部と呼ばれる部分におきまして、子どもの森公園の隣接地におきまして、特殊人孔、いわゆるマンホールの築造と目黒川へ雨水を放流する放流渠を築造するとともに、前回工事においてシールド工法により整備した下水道管に対して、二次覆工とインバート工を実施するものでございます。

1ページ目にお戻りください。

3、主な変更内容でございますが、(1) 特殊人孔工の変更といたしましては、1番目に、前回工事である下流部シールド工事で残置することとなったエントランスリングに防護コンクリート打設するため、コンクリートおよび型枠の数量を変更いたします。2番目に、現場精査の結果、足掛金物および人孔上部ブロック据付の数量を変更いたします。3番目に、フラップゲート設置方法の確定に伴い、内訳を変更いたします。(2) 付帯工につきましては、続く(3)の変更に伴うものであり、そちらでご説明をいたします。(3) 公園暫定復旧工の追加ですが、今回工事ヤードの管理者との協議の結果、今後実施される公園改修工事に先立ち、当該ヤードにて代替公園機能を確保することとなったため、暫定開放可能な形態へ復旧作業を行うこととし、公園暫定復旧工を追加いたします。また、先ほどの(2)の部分でございますが、公園復旧形態の変更に伴い、撤去復旧対象物の数量を変更いたします。(4) 仮設工の変更ですが、こちら(3)の追加に伴い、交通管理工の数量を変更いたします。(5) 共通仮設

費の変更ですが、こちら（３）の追加に伴い、スクラップ等運搬費を変更いたします。また、現場内の快適トイレ設置に伴い、現場環境改善費を計上いたします。（６）週休２日制確保工事の補正ですが、請負者との協議の結果、４週７休以上達成したことによる補正率分を増額いたします。（７）熱中症対策に資する現場管理費の補正ですが、請負者との協議の結果、熱中症対策を実施したことによる補正率分を増額いたします。最後に（８）工期の変更ですが、（３）の工種追加に伴い、工期を４０日延伸いたします。

次ページの下段、５、工程表をご覧ください。

赤線で囲った工事が今回工事でございます、延伸後の工期は、本年、令和７年９月３０日までとなります。なお、第二戸越幹線整備事業全体としましては、引き続き西品川公園内での特殊人孔の築造のほか、上流部においてさらに２か所の取水工事などを予定しております。事業全体の期間としては、令和１２年度までを予定しております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○安藤委員

様々な変更の理由分かりました。今回、かなり時間がかかってはいますけれども、今回のこの戸越第二幹線ですね。第二戸越幹線の整備がされた後に、どのような効果があるかということについて改めて伺いたいのですが、何mm対応になるのかなど、その辺を含めて改めてお伺いしたいと思います。

○関根河川下水道課長

どの程度の効果、特に何mm対応になるかというところでございますが、こちらの事業の背景といたしまして、東京都が平成２６年に改定した東京都の豪雨対策基本方針に基づいて進められている事業でございます。その中で、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備することで、もともとある下水道管と合わせて、時間５０mmの降雨に対応するという施設でございます。また一方で、これまでにこの戸越地区におきましては、ほかにも貯留管や調整池、池ですね、のほうが既に整備をされておりますので、そういったところを活用することで、合わせて時間５０mmを超える降雨に対しても浸水被害を軽減していく、そういった効果を見込んでおります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

２ 所管事務調査について

○新妻委員長

次に、予定表２、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。委員の皆様よりいただきましたご意見、ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の建設委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、災害時の生活環境について、災害に強いまちづくりについて、以上の２項目とさせていただきたいと思います。

まず、災害時の生活環境についてでは、避難所整備、マンション防災、トイレ確保計画、キッチンカーによる炊き出しなどについて、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、災害に強いまちづくりについてでは、木密整備、不燃化、耐震化などについて調査研究してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げるということはできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、さよう決定いたします。

次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、理事者の皆様におかれましても、いろいろな資料のご準備をお願いすることになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 行政視察について

○新妻委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

行政視察の調査項目、視察先の希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等お願いをしておりました。期日までに委員の皆様よりいただきましたご意見、ご要望を踏まえ、調査項目等視察の内容について、正副で検討させていただきました。

まず、視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後の10月27日月曜日から10月31日金曜日までのうちの2泊3日になろうかと思えます。

ただいま申し上げた日程での実施について、ご意見がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

次に、調査項目等視察の内容についてです。こちらについては、次回の委員会で日程や調査項目等の正副案をお示ししたいと考えております。現在いただいたご意見および所管事務調査の調査項目である災害時の生活環境について、災害に強いまちづくりについてに関連して、能登半島など北陸地方の視察を検討しております。現時点での候補を踏まえ、視察項目や視察先についてご意見等がございましたらご发言願います。

○安藤委員

震災時、水道がかなり出なかったというところが大きな問題になりました。先ほどの所管事務調査のまちづくりというところもありましたが、1つそういったところも重要な課題になってくるのではないかと思いますので、能登のほうに行かれるのであれば、その辺についてもぜひ調査項目に加えていただければという要望です。

○新妻委員長

ほかにかがででしょうか。

それでは、いただいたご意見等を参考に、再度正副で検討させていただきまして、次回の委員会で改めて日程、調査項目等の案をお示しさせていただきたいと思います。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月8日火曜日までに、事務局まで書面で提出をお願いしたいと思います。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○新妻委員長

次に、予定表4のその他、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、安藤委員、中塚委員の2名より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。中塚委員の質問項目については、のだて議員の一般質問のうち「29号線道路と戸越公園駅北地区再開発は中止し、住民参加で緑と福祉のまちづくりを」から、風の状況および区長からの指示についてでございます。また、安藤委員の質問項目については、筒井議員の一般質問のうち「新駅の可能性について」から、新駅の候補地およびルートでございます。

進め方でございますが、初めに中塚委員の質問および理事者の答弁等を行い、その後安藤委員の質問および理事者の答弁等を行っていただきます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、建設委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、中塚委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○中塚委員

先ほど委員長が概要をおっしゃっていただいたそのままなのですが、改めて、戸越19番地の質疑の中で、部長の答弁より、風の状況、ビル風が強い、倒れそうになったと、そのような住民の声を区長に伝えているとの答弁がありました。それを受けて区長からはどのような指示があったのか、ご説明いただきたいと思います。

○新妻委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○大石まちづくり立体化担当課長

私のほうから、今のご質問についてお答えいたします。

区長のほうからは、地域からの声をしっかり受け止め、引き続き再開発組合に対して必要となる指導を行うことといったご趣旨の指示があったところでございます。所管といたしましては、区長からの指示を受けまして、引き続き再開発組合に対して必要な指導助言を行ってまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。区長からは、地域の声を受け止めて、再開発組合に指導助言をしていただきたいという指示があったということだと思います。もう少し掘り下げて伺いたいのですが、まず、区長に声を伝えているということですが、どのような状況というか、どのように伝えたのか伺いたいと思います。メールとか、紙とか、それとも口頭のみなのか、それとも本会議前の答弁調整会議の場で、このような質問を機に伝えているのか、どのようにされたのかということをお伺いします。

それと、再開発組合に助言しているということですが、この質問自体は戸越19番地ということで、建物が建って組合も解散されているかと、していない、組合は残っているということですが、区長の指示で所管の対応に、何というか、所管の対応が何か、要するに区長の指示を受けて、所管の対応で変更点、改善点といいますか、強化点といいますか、変更点について、具体的に何がどう変わったのか、もう少しご説明いただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点ご質問いただきました。区長にはどのように伝えたのかというところでございますけれども、これまで複数回、区長のほうには報告してございまして、対面での報告や、事業視察などの機会に通じて報告をしているという状況でございます。

また、区長の指示を受けてからの変更点というご質問だったかと思うのですが、今現在再開発組合のほうからは、今後実施予定のモニタリング調査や、専門家ヒアリングの結果を基に対応策を検討する予定と聞いているところでございます。風の評価結果や地域の特性などによりまして、必要となる指導助言は異なってくるものと考えますので、今後、ちょっと結果を見ながら、指導助言を行っていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

分かりました。でも何か、一般的なやり取りだなというように感じました。やはり地域からは風が強い、風害というところで、非常に悩まされております。ここは商店街ということで、駅も近いということで、ご高齢の方、子どもたち、様々な年齢や、年代や階層の方々が通ります。19番地ができて風がひどくなり、風害で悩まされている。その上に道を挟んだ反対側に北口のさらなる、さらに19番地より高いタワーマンションができて町の環境が大きく変わると声も私にも寄せられております。19番地については今後対応を検討するということですが、少なくとも被害が起きないような、具体的な対応策を区長には求めていただきたいし、こうした風の環境を悪化させる再開発の実施そのものも、ぜひ抜本的に見直していただきたいと要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにございますか。

○安藤委員

区長には声を伝えていて、区長は地域の声を受け止め、組合に指導援助をということで、指導助言ということなのですが、その指導するかどうかということなんです。こののたて議員の一般質問では、風の問題で、評価方法について、品川区がもう適切ですというようにおっしゃっているわけなのですが、その時点で随分指導の中身といいますか、助言の中身として大きく、テンションが下がるというのか、何というのでしょうか、変わってきてしまうと思うのです。ですから、その辺なのですが、今この採用している評価方法というものは、どこのどのような方法を採用していて、それというものは区がそれ

を採用してくださいというように指導しているのか、その辺どうなのかということを伺いたいと思います。あと、なぜそれが適切な評価方法だと考えているのかということについては、全然説明がまだまだ足りないといえますか、その辺についても併せて伺わないと、この組合への指導云々とならないと思うので、その辺聞かせてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

今ご質問いただきました件にお答えいたします。

風の評価方法につきましては、今現在様々な評価指標を提案されているところではございますけれども、東京都の環境アセスメント等の風環境調査で広く用いられているものが、風工学研究所による評価指標と、村上周三氏らの提案による評価指標、この2点が主に用いられておりまして、東京都の環境アセスでもこちらが用いられているというところでございます。

こちら、戸越5丁目19番地につきましては、前者の風工学研究所による評価指標を用いて評価検証を行っているというところで、その点を踏まえまして、区といたしましては、その評価がしっかりとされているものということで、本会議の答弁に至った経緯でございます。

○安藤委員

何というか、それを採用していればもう適切ですというような感じになってしまうのですが、その風工学研究所を採用して、そこから評価結果は出ていると思うのですが、それをなぜ区は適切だと考えたのかというところなのです。その評価方法は、要するに風が強い日の発生頻度が年間何日以下で、それというものは住宅地相当に比べると大丈夫ですというような感じの評価を、風工学研究所のところで勝手に、勝手にと言うと語弊がありますが、つくっていて、そこに適応しているというだけなのです。でも、実際に住んでいる人からすると、風が強い日は明らかに増えているし、ちょっと風が吹くと、もうその風が何倍にもなって襲いかかってきてとても歩けないという、経験したことがないような風だということが実感なのです。ですから、なぜその評価方法を適切だと考えているのかという区の考えをお伺いしたい。東京都が採用しているからということなのですか。それが区の考えなのですか、伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

風の評価方法、区が適切としているところでございますけれども、今回、先ほど申した風工学研究所による評価指標、従前は領域Aと言われる、いわゆる住宅地相当という形で結果が出ているところでございます。今回計画の段階から、風洞実験等によりまして、領域Bが一部出てくるというところでございまして、こちらにつきましては、一定風が強くなっているということは区も認識しているところではございますけれども、様々な防風植栽等、そういった形で対応いたしまして、この結果を、区といたしましては、ビルが建って一定風が強くなるところではございますが、そこは指標に基づいてしっかりと検証されているというところで、適切な評価がなされているという評価をしているところでございます。

○安藤委員

一定風が強まっているということは認めるのだけれども、ただ、それは範囲内ですということなのですが、私は、もう明らかに今回の一般質問もそうですけれども、住民の立場からすると、この指標でこれに当てはまっているからいいですというようには到底思えない実態が、超高層ビルの建築で、地域で現れるということはもう明らかになっているわけです。そのように度々出されているわけですから、私はこの点について、この評価方法を採用していれば、そこを満たしていればよしとするという区の姿勢

は改めるべきだというように、改めて申し述べておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

なければ、続きまして、次に安藤委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○安藤委員

筒井ようすけ議員の一般質問で、羽田空港アクセス線についての質疑があり、東山手ルートについての答弁がありました。一体区は何を、どういったところを検討しておられるのか、それは何ルートについて検討しているのか、それと、どの辺について研究しているのか、こちらをさらにお聞かせいただきたいと思います。

○新妻委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○高梨都市計画課長

私からは、羽田空港アクセス線に係る所管質問について回答させていただきます。資料を、本日掲載しましたのでご覧いただければと存じます。

項番1は、羽田空港アクセス線のルート図となっております。羽田空港アクセス線は、J R東日本により、令和13年度に開業予定として現在整備が進められているものでございます。J R東日本により整備が進められているものは、3つのアクセス線のルートのうち、資料の中でオレンジ色の破線で示している東山手ルートでございます。

2、これまで区が行ってきた調査、検討では、東山手ルートにおきまして、物理的に駅の設置が可能な場所や、ほか自治体の事例について検討等を行ってまいりました。検討の中では、品川区内で物理的に新駅が設置可能な箇所として、天王洲アイル周辺、大井火力発電所周辺、八潮車両基地周辺が挙げられております。

今年度実施する検討では、アクセス線東山手ルート沿線の土地利用の動向に注視し、臨海部のまちづくりの可能性や方向性を検討してまいります。新駅につきましては、まちづくりの検討を行う中で、設置の可能性を含めて、関係機関と協議していく予定としてございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

ちょっと確認なのですが、すみません、J R東日本としては東山手ルートのところを担当していると。それで、品川区が検討しているのも東山手ルートのみということなのかということを確認させていただきたいということと、それと、これ検討予算がついているわけなのですが、検討の予算の額と、あと検討委託先の名称ですか、どういったところに検討を委託しているのかということをお伺いします。

○高梨都市計画課長

まず最初の質問でございますけれども、現在整備が進められているものが東山手ルートのみとなつてございますので、当然区といたしましても、この東山手ルート沿線において、周辺のまちづくりととも

に新駅設置の可能性について検討するといったことで進めてございます。

次に、今年度予算で検討でいただいている予算額としましては700万円となっておりまして、委託先につきましては現在発注の準備中ということで、まだ契約はしてございません。

○安藤委員

分かりました。現在整備を進めているものは東山手ルートということで、これから臨海部ルートや西山手ルートというものも整備を進めていくに伴って、その際は品川区もこういった新駅設置検討なども行っていくお考えなのか、伺いたいと思います。

それと資料3の今後の予定というところで、臨海部のまちづくりの可能性や方向性を検討とあるのですが、その臨海部のまちづくりの可能性というものはどのような、何を指すのかということと、それを最後の行で、関係機関と協議していくとありますが、関係機関というものはどこになるのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

東山手ルートのほかのルートはといったところでございますが、現在JR東日本によりまして、東山手ルート以外のルートにつきまして、具体的な開業目標や整備の予定等が公表されているような状況ではございませんので、またそのルートの実現性等が出てきたときに、またどのルートを通るのか、品川区内でほかのルートがどのような形で通っていくのかといったところを見極めながら考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

2番目の質問でございます。臨海部のまちづくりといったところでございますけれども、沿線、品川区マスタープランのほうにも記載をさせていただいておりますが、大井火力発電所が稼働停止して現在解体工事中といったようなところや、あと南のほうに参りますと、東京で一番大きなコンテナ埠頭であります大井コンテナ埠頭、こちらは東京都港湾局が機能強化、再整備をしていくというような報道もございました。そういったような沿線の土地利用の動向等をしっかりと注視しながら、沿線でどのような動きがこれから行われるのか、そういったところを見極めてまいりたいと考えてございます。

最後に、関係機関と協議していくということで資料のほうに記載をさせていただいておりますが、こちらのほうで現在想定しておりますものは、当然沿線に土地をお持ちの土地所有者の方であったり、また、沿線で事業を行っていたりというような事業者の方々等を想定してございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○新妻委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

サイドボックスにて配付の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり申し出ます。

なお、今後取り扱う行政視察に関連する資料も電子での配付となりますので、ご了解ください。

以上で本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○新妻委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○新妻委員長

最後に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ないようですので、正副委員長から2点ご案内いたします。

初めに、東京河川改修促進連盟の総会および促進大会、通称河川大会についてご案内いたします。

6月19日付事務連絡にて、第63回東京河川改修促進連盟の総会および促進大会の開催について通知がございました。令和7年8月7日木曜日の午後1時から、調布市グリーンホールにて開催となります。区議会では、議長および建設委員会委員が出席することになります。

なお、大会当日は、事業把握のため建設委員会を開催することとなりますので、午前中に委員会を開会し、理事者より説明を受けた後会場へ向かう流れとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

河川大会に関するご案内は以上となります。

次に、第36回東京都道路整備事業推進大会について、通称道路大会についてご案内いたします。

10月21日火曜日に予定されている道路大会につきましては、以前お伝えしましたとおり、砂防会館別館において対面開催されることになりましたが、当会場では、建設委員全員での参加が困難な状況となっております。つきましては、その状況を踏まえまして、事業の把握については、9月の建設委員会において概要の説明を受け、10月21日の大会当日の建設委員会については、開催しない取扱いにしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

なお、議会に対しては3名の出席要請がございました。正副としましては、委員長と副委員長のほか、あと1名の委員で出席できればと考えておりますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、これから出席者の選任を行いたいと思います。

委員長と副委員長のほか1名の委員の選任について、ご出席を希望される委員はいらっしゃいますでしょうか。

松永委員、ありがとうございます。

それでは、10月21日の道路大会については、正副委員長としながわ未来の松永委員の3名で出席してまいります。ありがとうございました。

当日の集合時間等につきましては、出席される委員に個別にご連絡差し上げますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○午後0時10分閉会